

平成20年度の老齢基礎年金額は 792,100円

◎20年度の年金額は19年度額のすえ置きとなります

年金の種類	20年4月からの年金額	年金の種類	20年4月からの年金額
老齢基礎年金	792,100円(月額66,008円)	5年年金	409,600円(月額34,133円)
障害基礎年金(1級)	990,100円(月額82,508円)	障害年金(1級)	990,100円(月額82,508円)
〃(2級)	792,100円(月額66,008円)	〃(2級)	792,100円(月額66,008円)
遺族基礎年金(子1人)	1,020,000円(月額85,000円)	母子年金(子1人)	1,020,000円(月額85,000円)
〔基 本〕	792,100円(月額66,008円)	〔基 本〕	792,100円(月額66,008円)
〔加 算〕	227,900円(月額18,992円)	〔母子加算〕	227,900円(月額18,992円)
10年年金	481,300円(月額40,108円)	老齢福祉年金	405,800円(月額33,817円)

老齢基礎年金の年金額は792,100円(40年加入の場合)、月額66,008円となります。
【問合せ】▶新宿社会保険事務所年金給付課☎(5285) 8614、▶区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273) 4532へ。

特別区民税・都民税を滞納している方には、督促状や催告書を送っています。指定期限までに納めてください。滞納状態を放置すると、差押えなどの滞納処分を行うことがあります。一括納付が困難な方は、相談においてください。

【対象】特別区民税・都民税の納付が遅れている方(納付も受け付けます)
【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階)☎(5273) 4508・4509へ。
※当日は区役所本庁舎夜間・休日通用口(建物裏側地下1階)からお入りください。
また、車いすをご使用の方は事前にご連絡ください。

休日納税相談のご利用を

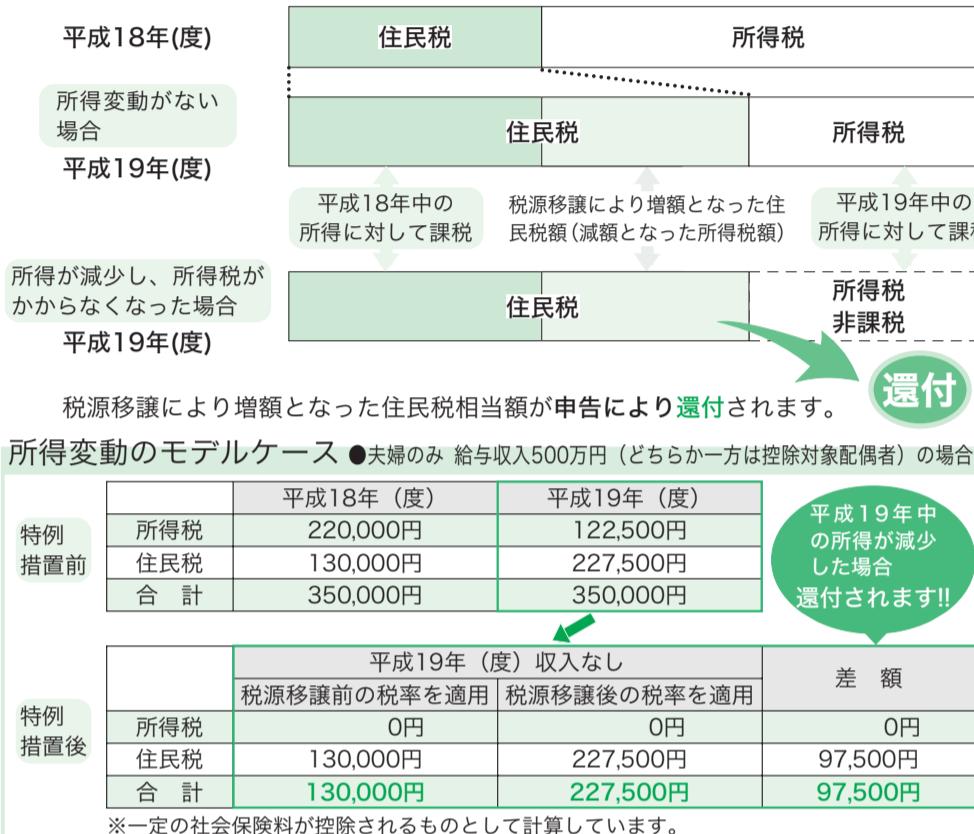
税源移譲時の所得変動に伴う特例措置

◎19年内に所得が減つて所得税がかからなくなつた方は
減額申告書の提出を

【問合せ】税務課課
税第一係・第二係(本
庁舎6階)☎(527
3) 4107・41
08へ。

【問合せ】▼保険料の内容: 医療保
険年金課国保資格係(本庁舎4階)☎
(5273) 4146、▼保険料の納
付: 医療保険年金課国保収納係(本
庁舎4階)☎(5273) 4158へ。

●口座振替(自動払込)のご利用を
保険料の納付に口座振替(自動払込)
を利用すると、納め忘れがなく便利で
す。通知書に同封した「預金口座振替(自
動払込)依頼書(国民健康保険料)」に
記入・押印し、区役所へ郵送、または銀
行・都内の信用金庫・信用組合・ゆうち
よ銀行(郵便局)の窓口へ提出してください
。1ヶ月後に口座振替(自動払
込)開始月をお知らせします。振替(払
込)日は納期月の末日(休業日のときは
翌営業日)です。



税源移譲により増額となった住民税相当額が申告により還付されます。

所得変動のモデルケース ●夫婦のみ 給与収入500万円(どちらか一方は控除対象配偶者)の場合●

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000円	122,500円
住民税	130,000円	227,500円
合計	350,000円	350,000円

平成19年中の所得が減少した場合
還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0円	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●障害者・寡婦(夫)の方へ
障害者・寡婦(夫)の方で、
前年の合計所得金額が125万円以下
の方は、申告により住民税が
非課税になります。
また、125万円を超える方でも
税額を計算する際に、一定の額
を所得から控除することができます。
20年度特別区民税・都民税
の納税通知書(普通徴収分)に、
控除の内容が反映されていない
場合は、税務課課税第一係・第二
係へご相談ください。

■納付書(普通徴収)で納める方
納付期限は納期月の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)です。保険料の通知書に、1年分の一括納付用納付書(6月~21年3月納期分)と各月納付用納付書(6月~10月納期分)を同封しています。銀行・都内の信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行(郵便局)・区役所・特別出張所、区指定のコンビニエンスストア(納付書の左下にバーコードが付いている場合)で納めてください。

【通知書の送付】年金からの保険料の引落としの対象となる世帯には、7月下旬に国民健康保険料変更決定通知書兼通帳(年金からの保険料の引落としに該当した方が、6月17日(火)に発送した納付書で10月納期分以降の保険料を納付された場合は、後日お返します)。